

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和2年11月受付分）

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○西本 章一様（高栄西町）	18,502円	○長谷川 季子様（常呂町）	50,000円
---------------	---------	---------------	---------

<故人が生前お世話になったため>

○猪狩 隆義様（上ところ）	50,000円	○蛭子 哲朗様（清月町）	50,000円
○沼田 トミ子様（緑ヶ丘）	30,000円	○中野 徹様（端野町）	30,000円
○森谷 公子様（端野町）	50,000円	○西川 孝範様（端野町）	200,000円
○櫻井 幸子様（端野町）	100,000円	○山内 寿司様（端野町）	30,000円
○藤橋 協子様（常呂町）	30,000円	○水島 幹雄様（留辺薬町）	20,000円
○越智 弘己様（留辺薬町）	50,000円		